

宇治市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 30 日

宇治市監査委員

池 内 光 宏

小 山 茂 樹

森 真 二

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下「廃棄物処理公社」という。）の平成25年度における事務事業について

第3 監査の実施期間

平成26年12月1日から平成27年1月21日まで

第4 監査の範囲及び方法

この監査は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における廃棄物処理公社の事業運営状況及び経理事務を対象とし、これが適正に処理されているかを監査するため、関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについては実地調査を行った。

また、廃棄物処理公社に係る補助金及び委託料に関わる事務の執行に関して、所管課である市民環境部ごみ減量推進課についても必要に応じて関係書類を調査し、口頭による質問調査を行った。

1 廃棄物処理公社の概要

(1) 設立及び目的

財団法人として昭和52年7月14日に設立された廃棄物処理公社は、公益法人改革関連法の施行を受け、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。宇治市の清掃行政に対応し、市民生活や地域の社会経済活動から排出される廃棄物を安全・適正に処理し、地域社会における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に関する事業を行い、健康で豊かな市民生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業

廃棄物処理公社は、その目的を達成するために次の事業を行うよう定款に定めている。

- ア 一般廃棄物の処理、処分
- イ 産業廃棄物の処理、処分
- ウ 廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の運転管理
- エ 廃棄物最終処分場及び最終処分場周辺の環境整備
- オ その他(1)の目的達成に必要な事業

(3) 基本財産

平成26年3月31日現在1千万円であり、全額が宇治市からの出資金である。

(4) 組織（平成 26 年 3 月 31 日現在）

ア 役員等	理事	7 名	（うち理事長 1 名、副理事長 1 名、専務理事 1 名）	
	監事	2 名		
	評議員	7 名		
	顧問	2 名		
イ 事務局	事務局長	1 名	（専務理事兼務・常勤）	
	公社職員	4 名	（係長 1 名・職員 3 名）	
	臨時職員	4 名		

2 事業の概要

(1) 埋立処分の概要

公社は、昭和 53 年 6 月 1 日に京都府から産業廃棄物処分業の許可を取得し、平成 9 年 4 月 1 日に宇治市から一般廃棄物処分業の許可を取得し事業を行っている。

（単位： $m^2 \cdot m^3 \cdot t$ ）

区 分		第 1 期埋立処分地	第 2 期埋立処分地	第 3 期埋立処分地
面 積		44,980	38,379	40,100
埋 立 容 量		198,585	293,193	679,378
期 間		昭和 53 年 6 月から 昭和 63 年 3 月まで	昭和 63 年 4 月から 平成 8 年 1 月まで	平成 8 年 2 月から 平成 26 年 3 月末現在
搬 入 量	計	273,360.25	328,669.94	188,781.02
	産業廃棄物	173,315.76	244,566.60	96,833.05
	一般廃棄物	100,044.49	84,103.34	91,947.97

(2) 埋立処分搬入実績

ア 一般廃棄物

（単位：件・t）

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件 数	搬 入 量	件 数	搬 入 量	件 数	搬 入 量
直接持込分	3,089	3,981.71	4,905	7,426.07	3,704	5,013.14
火 災 減 免	201	646.85	69	154.99	80	360.06
ク リ ー ン 宇 治	7	0.95	6	1.51	4	0.39
不 法 投 棄			1	0.05	4	0.15
合 計	3,297	4,629.51	4,981	7,582.62	3,792	5,373.74

は、直接持込のほか、城南衛生管理組合、宇治市委託分、事業系一般廃棄物を含む。

イ 産業廃棄物

(単位:件・t)

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件 数	搬 入 量	件 数	搬 入 量	件 数	搬 入 量
廃プラスチック類	768	403.50	801	464.52	955	594.80
紙 く ず	1	0.25				
木 く ず	18	4.58	10	1.76	7	1.10
金 属 く ず	10	7.29				
ガラス・陶磁器くず	4	1.05			4	1.03
が れ き 類	11	5.58	9	10.37	5	4.52
廃プラ類を除く混載	18	7.75	29	15.90	40	37.20
廃プラ類を含む混載	1,047	428.91	870	381.72	940	525.38
処 理 困 難 物			30	26.24	5	2.40
非飛散性アスベスト廃棄物	40	20.77	34	15.92	38	24.47
合 計	1,917	879.68	1,783	916.43	1,994	1,190.90

(3) 主な実施事業 (平成 25 年度)

ア 第 1 期・第 2 期廃棄物埋立処分地及び関連施設の適正管理

- ・埋立処分地及び浸出水処理施設の適正管理
- ・搬入路の安全確保

イ 埋立処分の実施

- ・第 3 期廃棄物埋立処分地のサンドイッチ工法による埋立て
- ・非飛散性アスベスト廃棄物の搬入 (志津川区立会)

ウ 災害廃棄物の受入れ

- ・平成 24 年 8 月の豪雨災害による廃棄物の受入れ

エ 処理水等の水質検査

- ・浸出水処理施設、第 3 期浸出水処理施設、観測井、仙郷谷川の水質検査
- ・京都府による水質検査

オ 不法投棄点検パトロール

カ 大気中石綿濃度の測定

第 5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- 宇治市から補助金を受ける事業の事務処理状況について
- 宇治市を相手方とする受託事業の事務処理状況について
- その他の会計事務処理状況について
- ごみ減量推進課の所管課としての事務執行について

監査の結果、事業は設立目的に沿って運営されており、特に指摘すべき事項は見当たらず経理事務は適正に処理されていた。

事業の運営に当たっては、今後も効率的な施設の運営や職員のコスト意識の徹底により経費の節減に努められ、ひいては廃棄物処理に関する費用対効果の増大が宇治市にもたらされることを期待する。また、常に市民サービスの向上を念頭に置き、所期の目的達成に向けた着実な運営に取り組まれるよう努められたい。

1 宇治市から補助金を受ける事業の事務処理状況について

平成 25 年度において、廃棄物処理公社は宇治市から火災廃棄物埋立処分事業に対し 539 万 8 千 500 円、浸出水処理施設処理事業に対し 628 万 9 千円の補助金が交付されていた。補助金に係る一連の事務処理はいずれも適正に処理されており、決算報告書と合致していた。両事業活動に要した経費の支出に関しても適正に処理されていた。

2 宇治市を相手方とする受託事業の事務処理状況について

宇治市から委託を受ける一般廃棄物埋立処分業務では、契約書に基づき処分量に応じた委託料を各排出課に請求し支払いを受けており、一連の事務処理は適正に処理されていた。

3 その他の会計事務処理状況について

その他の会計事務処理は適正に処理されており、また受入収益金やつり銭等現金管理も適切に対応されていた。

4 ごみ減量推進課の所管課としての事務執行について

ごみ減量推進課は、出資、事業補助及び事業委託の所管課として、廃棄物処理公社に対する指導監督を行うべき立場にある。今回の監査では、特に指摘事項は見当たらなかったが、今後も廃棄物処理公社の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適正な事務の執行、管理が行われるよう廃棄物処理公社の適切な指導監督に努められたい。